



宮崎県公報

平成19年5月1日(火曜日)号外第62号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

○宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する

告示……………(環境管理課) 1

頁

告示

宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年五月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県告示第四百四十一号

宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

宮崎県環境影響評価技術指針(平成十二年宮崎県告示第八百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ(中)「状況」を「環境の保全に関する施策の内容」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第二号」に改め、「把握する」の下に「とともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握する」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業者は、前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

第四条第一項を次のように改める。

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第一の一の表から二十七の表までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について別表第一においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。

第四条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

第四条第二項第一号中「実施」の下に「(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、

当該撤去又は廃棄を含む。)」を加え、同項第二号中「後の土地又は工作物の存在及び」の下に「状態並びに」を、「含まれるもの」の下に「当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。」を加え、同条第五項を削り、同条第四項中「規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行う」を「規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しない」に改め、同項第一号中「標準項目に」を「参考項目に」に改め、「における当該標準項目」を削り、同項第二号中「標準項目に」を「参考項目に」に改め、「における当該標準項目」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業者は、第一項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けるときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。

第四条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「及び同項の規定により項目の削除を行った場合にあつてはその理由」を削り、同項を同条第七項とする。

第五条第三号中「選定」を「選定項目」に、「及び」を「又は」に改め、同条第五号中「場の」の下に「状態及び利用の」を加え、同条第六号中「及び温室効果ガス等に関し、」を「に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関しては」に改める。

第六条の見出しを「(参考手法)」に改め、同条第一項中「標準項目」を「参考項目」に改め、「当たっては」の下に「別表第一の一の表から二十七の表までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で」を加え、「標準的な」を「参考となる」に、「標準手法」を「参考手法」に、「基準として」を「勘案しつつ、第三条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「簡略化手法」を「前項の規定により調査及び予測の手法を選定するに当たって」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「標準項目」を「参考項目」に改め、同項第四号中「標準項目」を「参考項目」に、「標準的な」を「参考となる」に改め、同条第三項中「重点化手法」を「第一項の規定により調査及び予測の手法を選定するに当たって」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を」に、「標準項目」を「参考項目」に改める。

第七条第一項中「勘案し」を「踏まえ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

第七条第一項第一号中「現状」を「状況」に改め、同項第二号中「専門家」の下に「等」を加え、同項第四号及び第五号中「別表第一」を「第五項及び別表第二」に改め、同条第三項中「把握できるよう」を「把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するよう」に改め、同条第五項中「調査地域」の下に「、調査地点及び調査期間等」を加える。

第八条第一項中「勘案し」を「踏まえ」に改め、同項第四号中「定常状態になる時期」の下に「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同条第三項中「時期については、」の下に「対象事業に係る工事が完了した後の土地若しくは工作物の」を加え、「又は予測の」を「、予測の」に改め、「変化する場合」の下に「又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合」を加え、同条第四項中「妥当性を」の下に「予測の結果との関係を併せて」を加え、同条第五項中「状況」を「の」の下に「明らかにできるように整理し、これを」を加え、同項後段中「この場合において、」の下に「当該地域の」を加え、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

第九条第一号中「評価する手法である」を「検討する」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

第九条第二号中「場合には」の下に「、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ」を加え、「評価する手法である」を「検討する」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

第十条第一項を次のように改める。
事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。

第十一条第二項中「第十三条第四号及び第五号」を「第十三条第一項第四号から第六号まで」に改める。

第十三条に次の一号を加える。
六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

第十三条に次の一項を加える。

2 事業者は、第十一条第一項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理しなければならない。

第十六条第二項中「、第四条第二項第二号、第八条第一項第三号及び前条第九号」を「、第八条第三項並びに前条第九号」に改め、「対象事業に係る工事の実施」の下に「（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）」を、「という。）」との下に「、同項第二号中「対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一において「土地又は工作物の存在及び供用」という。））」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設の撤去又は廃棄」とを、「定常状態になる時期」の下に「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

別表第一中「懸崖掘削」を「歩道掘削」に改め、同表の一の表中「アからハ」を「アからヒまで」に改め、同表備考中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 道路の構造が、地表式、掘削式又は高上式であること。
 - イ 車道により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
 - エ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
 - オ 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

別表第一の二の表備考中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する森林法第4条第2項第4号の林道事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 林道の構造が、地表式、掘削式又は高式であること。
 - イ 林道の構造の種類に応じた工用機械を用いて工事を行うこと。
 - ウ 工事の完了後、当該事業の目的である林道の構造物が存在し、かつ、当該林道上を自動車が行走すること。

別表第一の三の表を次のように改める。

3 施行規則別表第 1 の 2 の項の 2 に掲げる事業 (以下「ダム事業」という。)

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										歴史的文化的な環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素														
	大気環境					水環境						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財								
	騒音		振動		大気質	水質	水温	水の濁り	溶存酸素量	栄養塩濃度								地形及び地質	動物	植物	生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財
	粉じん等	騒音	振動	振動																					
影響要因の区分	ダムの堤体の工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	原石の採取の工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	建設発生土の処理の工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
土地又は工作物の存在及び供用	道路の付替の工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	ダムの堤体の存在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	原石山の跡地の存在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	道路の存在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
建設発生土処理場の跡地の存在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
ダムの供用及び貯水池の存在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するダム事業の内容を踏まえて区分したものである。
 ア 転流工、堤体基礎掘削工、基礎掘削工、堰体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行うこと。
 イ ダムの堤体の材料となる原石等採取する「原石の採取の工事」を行うこと。
 ウ 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削機、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行うこと。
 エ ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行うこと。
 オ 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。
 カ ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
 キ 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車等の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 4 この表において「主要な眺望点」とは、「主要な眺望点及び眺望」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 5 この表において「注目すべき生態系」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生態系であることその他の理由により注目すべき生態系をいう。
 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される場所をいう。
 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される場所をいう。
 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第 1 の四の表備考中第七号を第 1 号とし、第 1 号から第 4 号までは「中」の欄に「中」の次に「中」を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する堰事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行うこと。
- イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行うこと。
- ウ 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「掘削の工事」を行うこと。
- エ 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在すること。
- オ 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供すること。

別表第 1 の五の表備考中第七号を第 1 号とし、第 1 号から第 4 号までは「中」の欄に「中」の次に「中」を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する放水路事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。
- イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。
- ウ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- エ 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- オ 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

別表第 1 の六の表備考中第七号を第 1 号とし、第 1 号から第 4 号までは「中」の欄に「中」の次に「中」を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する鉄道及び軌道事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 鉄道施設又は軌道の施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。
- イ 鉄道施設又は軌道の施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- エ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- オ 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設又は軌道の施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車又は車両が走行すること。

別表第 1 の七の表備考中第七号を第 1 号とし、第 1 号から第 4 号までは「中」の欄に「中」の次に「中」を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行うこと。
- イ 車両により、資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供されること。

別表第 1 の八の表を次のように改める。

8 施行規則別表第1の5の項の又はイに掲げる事業（以下「水力発電所事業」という。）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										歴史的文化的な環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							
	大気環境					水環境						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の程度をより詳細に評価されるべき環境要素	歴史的文化的な環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			
	騒音		振動		水質					植物						生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場
	大気質	粉じん等	騒音	振動	水質	水質	水質	水質	水質									
影響要因の区分	土壌に係る環境その他の環境										動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財	
	大気質		振動		水質					地形及び地質								
工事の実施	酸素酸化	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び注目すべき生息地
	建設機械の稼働	〇	〇	〇	〇													
土地又は工作物の存在及び供用	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	〇	〇	〇	〇													
	造成等の施工による一時的な影響					〇												
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設																	
	貯水池の存在					〇												
土地又は工作物の存在及び供用	河水の取水					〇												

備考
 1 〇印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する水力発電所事業の内容を附まえて区分したものである。
 ア 工事の実施に関する内容
 (イ) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入並びに伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
 (イ) 建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行うこと。
 (ウ) 造成等の施工として、作業航、土捨て場、工事用道路の開通工事を行うこと。
 イ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 (ア) 地形改変及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された水路(取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路及び放水口)、発電所、開閉所及び管理用道路を有すること。
 (イ) 貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池及び上下部ダムを有すること。
 (ウ) 河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有すること。
 3 この表において「粉じん等」とは、ばいじん及び自動車等の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び注目すべき生息地」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な種である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第 1 の九の表中

重要及び注目すべき地域に生育する動物	重要及び注目すべき地域に生育する植物																			

を

重要及び注目すべき地域に生育する動物	重要及び注目すべき地域に生育する植物																			

に改め、同表備考第 1 号

この表を改訂し、次のとおり改訂した。この改訂は、次のとおりである。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる火力発電所事業の内容を踏まえて区分したものである。

ア 工事の実施に関する内容

- (ア) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
- (イ) 建設機械の稼働として、しゅんせつ工事、港湾工事、建築物及び工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
- (ウ) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成及び整地を行うこと。

イ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

- (ア) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有すること。
- (イ) 燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油及び副生ガスがあること。
- (ウ) 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水すること。
- (エ) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがあること。
- (オ) 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転があること。
- (カ) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤及び廃棄物等の処理のための搬出があること。
- (キ) 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

別表第 1 の十の改訂は、次のとおりである。

10 施行規則別表第1の5の項のオ又はカに掲げる事業（以下「地熱発電所事業」という。）

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量に比例して調査、予測及び評価されるべき環境要素		歴史的文化的遺産の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						
	大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物		植物		生態系		景観		人と自然との触れ合いの活動の場		廃棄物等		文化財		
	窒素酸化物		硫化水素	粉じん等	水の汚れ	水の濁り	温泉	重要な地形及び地質	重要な地盤変動	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	特徴を帯びた生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物		文化財					
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行的な影響	地形変化及び施設の存在	地熱流体の採取及び熱水の還元	施設の稼働	排水	廃棄物の発生																	
工場の実施	○		○		○				○														
土地又は工作物の存在及び供用																							

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる地熱発電所事業の内容を踏まえて区分したものである。
 ア 工事の実施に関する内容
 (7) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
 (イ) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物及び工作物等の構築工事を行うこと。
 イ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 (7) 地形変化及び施設の存在として、地形変化を実施し建設された地熱発電所を有すること。
 (イ) 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深部から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用して還元井にて熱水を地下深部へ還元すること。
 (ウ) 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出すること。
 (エ) 排水は、復水器冷却系からの排水を河川に排出すること。
 (オ) 発電設備から産業廃棄物が発生すること。
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車等の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 4 この表において「重要な種及び地質」、「重要な種」、「重要な地形及び地質」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

11 施行規則別表第 1 の 6 の項の「イ」に掲げる事業（以下「陸揚物最終処分場事業」という。）

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との調和のとれた関係の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		歴史的・文化的景観の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境			水環境			地形及び地質		動物	植物	生態系	景観	人と自然との関係の調和のとれた関係の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸揚物等	文化財	
	大気質	騒音	振動	悪臭	水質	地下水	土壌に属する環境その他の環境									
	硫酸化合物	窒素化合物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水質	地下水	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との関係の調和のとれた関係の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸揚物等	文化財
工場の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○											
	建設機械及び作業粉の稼働	○	○	○	○											
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行															
	造成等の施工	○	○	○	○											
	灌漑等の施工															
	最終処分場の存在															
	埋立・覆土用機械の稼働															
	埋立															
	浸出液処理施設の稼働															
	土地又は工作物の存在及び排水															
備考	1	○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要素にそれぞれ影響を受けるおそれがあることを示す。														
	2	この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する陸揚物最終処分場事業の内容を踏まえて区分したものである。														
	ア	最終処分場の種類 一般陸揚物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。														
	イ	立地の関係する内容														
	ウ	工事に関する内容														
	(ア)	陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は土工を主体として行うこと。また、主要施設及び貯留設備の設置工事に伴い、資材等の搬入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由して行うこと。														
	(イ)	水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での航打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行うこと。また、主要施設及び貯留設備の設置工事に伴い、資材等の搬入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由し、又は船舶を利用して行うこと。														
	エ	工作物及び供用開始後に行われる内容														
	(ア)	工作物として、掘削その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、体有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、ごみ集積場、防犯設備その他の貯留設備を有すること。														
	(イ)	埋立てを行う陸揚物は、分離性有機物は、分離性有機物を道路を經由して搬入し、埋立作用時は一固定水位を超えた時点から即日覆土を行うこと。														
(ロ)	陸上埋立においては、埋立てを行う陸揚物を道路を經由して搬入し、埋立作用時は一固定水位を超えた時点から即日覆土を行うこと。															
(ハ)	水面埋立においては、埋立てを行う陸揚物を道路を經由して搬入し、又は船舶を用いて搬入し、埋立作用時は一固定水位を超えた時点から即日覆土を行うこと。															
3	この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車等の運行に伴い発生する粉状物質をいう。															
4	この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。															
5	この表において「重要な地形及び地質」、「重要な備」及び「重要な種及び群落」とは、人の健康の保護に関する観点から重要なものをいう。															
6	この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地又は地域の特徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。															
7	この表において「主要な眺望点」とは、本特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。															
8	この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいう。															
9	この表において「主要な人と自然との調和のとれた関係の確保を旨とする」とは、本特定かつ多数の者が利用している人と自然との調和のとれた関係の確保を旨とする。															

別表第一の十一の表中

水	濁	有害物	
り	り	質	

を

水	濁	有害物	質等
り	り	質	

に改め、同表備考中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

4 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

別表第一の十一の表備考第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する廃棄物焼却施設事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成及び建築工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 地形改変及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された受入・供給設備、燃焼設備、排ガス処理設備その他の主要施設及び管理棟、構内道路、構内排水設備その他の附帯設備を有すること。

エ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水すること。

別表第一の十二の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する尿処理施設事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成及び建築工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 地形改変及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された受入・貯留設備、前処理設備、膜分離高負荷脱窒素処理設備その他の主要施設及び搬入車両に係る洗車設備その他の附帯設備を有すること。

別表第一の十四の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立、干拓事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。
- イ 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

別表第一の十五の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土地区画整理事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 雨水等の排水を行うこと。
- ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- エ 工事後の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。

別表第一の十六の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する新住宅市街地開発事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 雨水等の排水を行うこと。

- ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- エ 工事後の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。

別表第一の十七の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する新都市基盤整備事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 雨水等の排水を行うこと。
- ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- エ 工事後の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。

別表第一の十八の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する流通業務団地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 雨水等の排水を行うこと。
- ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- エ 工事後の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸売市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供されること。

別表第一の十九の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工業団地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 雨水等の排水を行うこと。
- ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- エ 工事後の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場・研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供されること。

別表第一の二十の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する住宅団地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 雨水等の排水を行うこと。
- ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- エ 工事後の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。

別表第一の二十一の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農用地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 雨水等の排水を行うこと。
- ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- エ 工事後の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設の立地並びに耕作等の用に供されるこ

と。



に改め、同表備考中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを 1 号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

4 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

別表第 1 の 111 の表備考第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工場等事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成及び建築工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該工場等が稼働の用に供されること。
- エ 資材等の搬入として、資材及び燃料等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出があること。

別表第 1 の 111 1 の表備考中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを 1 号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するレクリエーション施設事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設並びにレクリエーション施設の立地の用に供されること。



に改め、同表備考中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを 1 号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

4 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

別表第 1 の 111 2 の表備考第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するゴルフ場事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成及び建築工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設されたゴルフコース、クラブハウス、管理棟、管理用道路等を有すること。

別表第 1 の 111 3 の表備考中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを 1 号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する養豚場事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成及び建築工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された種豚舎、分娩舎、離乳舎、堆肥舎等を有すること。

別表第 1 の 111 4 の表備考中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを 1 号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土石等採取事業の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 建設機械を稼働し、造成及び建築工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された土石等採取用プラント、採石場等を有すること。

別表第 1 の 111 5 の表備考中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを 1 号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する港湾開発等の内容を踏まえて区分したものである。

- ア 係留施設を設置すること。
- イ 必要に応じて、水域施設、外郭施設、旅客施設、荷さばき施設又は保管施設を設置すること。
- ウ 必要に応じて、埋立てを行うこと。
- エ 供用開始後、船舶が当該港湾開発等の目的である水域施設又は係留施設を利用すること。
- オ 供用開始後、当該港湾開発等の目的である旅客施設、荷さばき施設、保管施設又は臨港交通施設がそれぞれの整備の目的に即して利用されること。

別表第 1 1 号「標準手法」を「参考手法」と、「標準項目」を「参考項目」と改め、同表備考中第七号の項を次のように改める。

硫黄酸化物	1 調査すべき情報 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 イ 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の測定の方法 イ 気象の状況 気象業務法施行規則(昭和27年運輸令第101号)第1条の2又は第1条の3の規定による技術上の基準による測定の方法 3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 原則として1年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間)	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式(ブルーム式及びパフ式等)による計算 2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域 3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期
廃棄物最終処分場事業に係る建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)、 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立) 廃棄物焼却施設事業に係る施設の稼働(排ガス) 工業団地造成事業に係る工場の稼働 工場等事業に係る施設の稼働	1 調査すべき情報 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 イ 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号に規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式(ブルーム式及びパフ式等)による計算 2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域 3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期

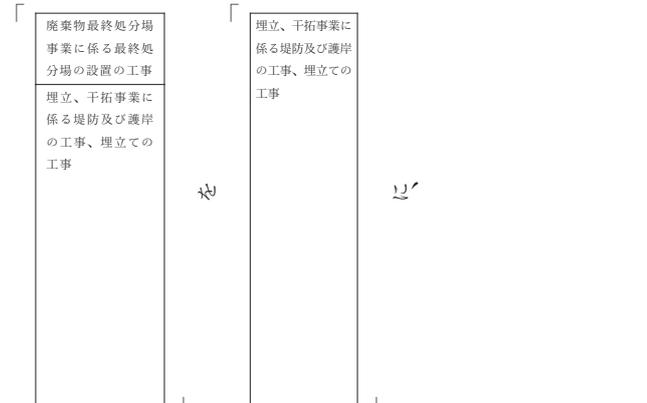
別表第 1 2 号「窒素酸化物の項目」

飛行場事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域
------------------------------------	---

<p>材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ゴルフ場事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>表露場事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>上等採取事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、プラント及び採取機械等の稼働、土石等の搬出入</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 粉じん等の状況</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工事による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>水面埋立)、埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立、水面埋立)</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>騒音の発生特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工事による騒音に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>
<p>廃棄物最終処分場事業に係る建設機械の稼働(陸上埋立)、建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立、水面埋立)、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運搬(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>騒音の発生特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>騒音の発生特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第4条第1項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>騒音の発生特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態となる時期</p>
<p>廃棄物最終処分場事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>埋立、干拓事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 地表面の状況</p> <p>ウ 廃棄物の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 道路の沿道の状況</p> <p>ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(道路交通騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>騒音の発生特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工事による騒音に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>

に改

「工事用道路の設置の工事」や「工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事」



<p>廃棄物最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 地表面の状況</p> <p>ウ 廃棄物の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
--	---

<p>廃棄物最終処分場事業に係る建設機械の稼働(陸上埋立)、建設機械及び作業船の稼働(</p> <p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を</p>
--	--

「振動の項目



「工事用道路の設置の工事」や「工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事」

<p>廃棄物最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 廃棄物の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況</p> <p>イ 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝播の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝播の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>ア 廃棄物の埋立に用いる機械の稼働については、事例の引用又は解析</p> <p>イ 廃棄物の運搬に用いる車両の運行については、振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝播の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝播の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態となる時期</p>
--	--

<p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>			<p>1 調査すべき情報 ア 道路交通振動の状況 イ 地盤の状況 ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（道路交通振動の状況については、振動規制法施行規則表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期</p>
--	--	--	---	---

に

「廃棄物の埋立て」や「廃棄物の存在・分解」による「方法による情報」や「方法による情報、特定悪臭物質濃度」については、同法施行規則第 5 条に規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報」や「施設の稼働や」や「悪臭に係る環境影響が最大となる時期及び施設の稼働や」による「悪臭の発生や水の汚れ」による。

<p>水の汚れ</p> <p>道路事業に係る林道の供用</p> <p>飛行場事業に係る飛行場の施設の供用</p>	<p>1 調査すべき情報 ア 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況 イ 流量の状況 ウ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は科学的酸素要求量を計算</p> <p>2 予測地域 汚水を排水する公共用水域</p> <p>3 予測地点 汚水を排水する地点</p> <p>4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>水力発電所事業に係る貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 ア 水の汚れに係る項目の状況 イ 流量の状況 ウ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期</p>
<p>水力発電所事業に係る河水の取水</p>	<p>1 調査すべき情報 ア 水の汚れに係る項目の状況 イ 流量の状況 ウ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 単純混合式を用いた理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期</p>

<p>火力発電所事業に係る施設の稼働（排水）</p>	<p>1 調査すべき情報 科学的酸素要求量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて環境調査における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期</p>
<p>地熱発電所事業に係る施設の稼働（排水）</p>	<p>1 調査すべき情報 生物化学的酸素要求量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期</p>
<p>廃棄物最終処分場事業に係る最終処分場の存在（水面埋立）</p>	<p>1 調査すべき情報 ア 化学的酸素要求量、全窒素及び全磷の状況 イ 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（化学的酸素要求量、全窒素及び全磷の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量、全窒素及び全磷の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>廃棄物処理施設事業に係る施設の稼働（排水）</p>	<p>1 調査すべき情報 ア 河川においては生物化学的酸素要求量の状況（当該調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼においては化学的酸素要求量、全窒素及び全磷の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 イ 流れの状況</p> <p>3 調査地域 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全磷の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全磷の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>理立、干拓事業に係る埋立又は干拓の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 ア 河川においては生物化学的酸素要求量の状況（当該調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼においては化学的酸素要求量の状況 イ 流れの状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p>

よる一時的な影響、」に改め、同表主眼を眺望点及び景観資源並びに主眼を眺望点の項目「道路の存在」と「道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在」と、「最終処分場事業に係る最終処分場の存在」と「廃棄物最終処分場事業に係る最終処分場の存在（陸上埋立、水面埋立）」に改め、同表主眼をなくし自然の触れ合いの活動の項目「工事用道路の設置の工事」と「工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事」と、「道路の存在」と「道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在」と、「最終処分場事業に係る最終処分場の設置の工事、最終処分場の存在、廃棄物の埋立て」と「廃棄物最終処分場事業に係る造成等の施工（陸上埋立）、護岸等の施工（水面埋立）、最終処分場の存在（陸上埋立、水面埋立）」に改め、同表副産物に以下の副産物の項を次のように改める。

建設工事に伴う副産物	道路事業に係る切土等又は既存の工作物の除去 ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事 毒害に係る埋の工事、護岸の工事、掘削の工事 排水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事 鉄道及び軌道事業に係る切土等又は既存の工作物の除去 飛行場事業に係る造成等の施工による一時的な影響 火力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響 火力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響 地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響 廃棄物最終処分場事業に係る造成等の施工（陸上埋立、護岸等の施工（水面埋立）） 廃棄物焼却施設事業に係る造成等の施工による一時的な影響 し尿処理施設事業に係る造成等の施工による一時的な影響 埋立、干拓事業に係る堤防及び護岸の工事 土地区画整理事業に係る造成工事 新住宅市街地開発事業に係る造成工事 新都市基盤整備事業に係る造成工事 流通業務団地造成事業に係る造成工事 工業団地造成事業に係る造成事業 住宅団地造成事業に係る造成工事 農用地造成事業に係る造成工事 工場等事業に係る造成等の施工による一時的な影響	1 調査すべき情報 ア 地形の状況 イ 土地利用の状況 ウ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分状況 エ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況 2 調査地域 対象事業実施区域及び廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分状況及び切土又は盛土に伴う土砂の保管状況の情報を適切に把握するために必要な地域	1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域及び建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分状況の把握を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間
------------	--	--	--

レクリエーション施設事業に係る造成等の施工による一時的な影響		
ゴルフ場事業に係る造成等の施工による一時的な影響		
養豚場事業に係る造成等の施工による一時的な影響		
土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設		

同表第1副産物の項目「火力発電所事業に係る」と「火力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、」と、「地熱発電所事業に係る」と「地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、」に改め、同表副産物の項を次のように加える。

メタン	廃棄物最終処分場事業に係る廃棄物の存在・分解	1 調査すべき情報 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期
-----	------------------------	---	---

同表第1副産物の項目「工事用道路の設置の工事」を「工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事」と、「道路の存在」と「道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在」と、「最終処分場の設置の工事、最終処分場の存在」と「建設機械の稼働（陸上埋立）、建設機械及び作業船の稼働（水面埋立）、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工（陸上埋立）、護岸等の施工（水面埋立）、最終処分場の存在（陸上埋立、水面埋立）」に改め、同表備考第十号を第十一号とし、第十一号から第九号までを「一」ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の1号を加える。

3 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年八月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 事業者がこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に宮崎県環境影響評価条例（平成十二年宮崎県条例第十一号）第十五条の規定による準備書の公告を行っている対象事業については、なお従前の例による。
- 3 事業者は、施行日前においても、この告示による改正後の宮崎県環境影響評価技術指針（以下「改正指針」という。）の規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 4 前項の規定により方法書の作成等が行われた対象事業については、施行日において、改正指針の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。